

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

令和3年3月19日
令和3年3月24日更新

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。

※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記!

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制等状況一覧表での名称)	予防給付での加算の有無	短期利用での加算の有無	LIFE登録の必要性	備考	令和3年度介護報酬改定関係資料参考ページ等	提出期限
全サービス共通	LIFEへの登録	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※加算要件としてLIFEへの登録が「2:あり」であるものについて、「1:なし」のまま請求エラーとなります。 ・以下の加算項目については、体制等状況一覧表上は項目がないが、算定には「2:あり」の届出が必要。 ○口腔衛生管理加算 ○かかりつけ医連携薬剤調整加算 ○栄養アセスメント加算 ○特別診療費(褥瘡対策指導管理(Ⅱ))	69、118~162 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
複数サービス共通	介護職員処遇改善加算	-	-	-	・加算届出は算定する区分に変更がある場合提出必要。 ・計画書は必ず提出必要。 ※加算(Ⅳ)、(Ⅴ)は現に算定している場合、令和4年3月31日まで算定可。	77、98 Vol.935	加算届出: 令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金) 計画書: 令和3年4月15日(木)
	介護職員等特定処遇改善加算	-	-	-	・加算届出は算定する区分に変更がある場合提出必要。 ・計画書は必ず提出必要。	77 Vol.935	加算届出: 令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金) 計画書: 令和3年4月15日(木)
訪問介護	特定事業所加算Ⅴ	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	78、79	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	特定事業所加算(Ⅴ以外)	介護予防訪問介護相当サービスでの適用なし	-	-	【変更】 ・現行の「特定事業所加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	78、79	- (令和3年4月1日(木)) 令和3年4月9日(金)
	認知症専門ケア加算	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	27	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
訪問入浴介護	認知症専門ケア加算	あり	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	27	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	あり	-	-	【変更】 ・「4:加算Ⅰ」、「5:加算Ⅲ」に該当する場合は新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「3:加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「3:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
訪問看護	サービス提供体制強化加算	あり	-	-	【変更】 ・「4:加算Ⅰ(イ及びロの場合)」又は「5:加算Ⅰ(ハの場合)」に該当する場合は、新たな加算が必要。 ・既存届出内容が「2:イ及びロの場合」、「3:ハの場合」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ(イ及びロの場合)」、「3:加算Ⅱ(ハの場合)」と扱う。 ≪介護予防訪問看護の場合≫ ・「3:加算Ⅰ」又は「4:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	予防は廃止	-	あり (Aロ、Bロを算定するのみ)	【変更】 ・「6:加算Aロ」、「7:加算Bロ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「3:加算Aイ」、「4:加算Bイ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰ」、「5:加算Ⅳ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※「短期集中リハビリテーション実施加算」は廃止。	57~59 (Vol.938)	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	短期集中リハビリテーション実施加算	なし	-	-	【その他】 届出対象から除外。	-	-
	移行支援加算	なし	-	-	【変更】 ・現行の「社会参加支援加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	60	- (令和3年4月1日(木)) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	あり	-	-	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」又は「4:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
通所介護	施設等の区分	なし	-	-	【感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の特例】 ・規模区分の特例は6月分から算定可能(減少月が令和3年4月の場合、令和3年5月15日までに届出)。 ※大規模Ⅰ型、大規模Ⅱ型の場合 ※基本報酬への3%加算と併用不可。ともに該当する場合は規模区分の特例を優先。	26 Vol.937	【特例を適用する場合】 減少月の翌月15日 【通常の届出】 令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	なし	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※規模区分の特例と併用不可。ともに該当する場合は規模区分の特例を優先。 ※基本報酬への3%加算は減少月が令和3年2月の場合、4月分から算定可能。	26 Vol.937	減少月の翌月15日 (減少月が令和3年2月の場合、令和3年4月15日(木)) 令和3年4月9日(金) 減少月が令和3年3月の場合、令和3年4月15日(木))
	入浴介助加算	なし	-	-	【変更】 ・現行の「入浴介助体制加算」が名称変更。 ・「3:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅰ」と扱う。	64	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	生活機能向上連携加算	介護予防通所介護相当サービス参照	-	-	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」と扱う。	62、63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。
※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記!

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表での名称)	予防給付での 加算の有無	短期利用での 加算の有無	LIFE登録の 必要性	備考	令和3年度 介護報酬 改定関係 資料参考 ページ等	提出期限
通所介護	個別機能訓練加算	なし	—	あり (Ⅱを算定する 場合)	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※既存届出内容の「個別機能訓練体制Ⅰ」、「個別機能訓練体制Ⅱ」は廃止となるため、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなされる。	63 (Vol.938)	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	ADL維持等加算[申出]の有無	なし	—	あり (Ⅰ、Ⅱを算定 する場合)	【その他】 ・改正後のADL維持等加算[申出]を行う場合	71 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	ADL維持等加算Ⅲ	なし	—	—	【変更】 ・現行の「ADL維持等加算」が名称変更。 ・既存届出内容が「2:あり」で新たな届出がない場合は「2:あり」と扱う。	71	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	栄養アセスメント・栄養改善体制	介護予防通所介護相当サービス参照	—	あり (栄養アセスメント加算を算定する場合)	【変更】 ・現行の「栄養改善体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	68	— (令和3年4月9日(金))
	口腔機能向上加算	介護予防通所介護相当サービス参照	—	あり (Ⅱを算定する 場合)	【変更】 ・現行の「口腔機能向上体制加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	67 (Vol.938)	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	科学的介護推進体制加算	介護予防通所介護相当サービス参照	—	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
サービス提供体制強化加算	介護予防通所介護相当サービス参照	—	—	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
通所リハビリテーション	施設等の区分	なし	—	—	【感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の特例】 ・規模区分の特例は6月分から算定可能(減少月が令和3年4月の場合、令和3年5月15日までに届出)。 ※大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱの場合 ※基本報酬への3%加算と併用不可。ともに該当する場合は規模区分の特例を優先。	26 Vol.937	【特例を適用する場合】 減少月の翌月15日 【通常の届出】 令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	なし	—	—	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※規模区分の特例と併用不可。ともに該当する場合は規模区分の特例を優先。 ※基本報酬への3%加算は減少月が令和3年2月の場合、4月分から算定可能。	26 Vol.937	減少月の翌月15日 (減少月が令和3年2月の場合、令和3年4月15日(木) - 令和3年4月9日(金)) 減少月が令和3年3月の場合、令和3年4月15日(木)
	入浴介助加算	なし	—	—	【変更】 ・現行の「入浴介助体制加算」が名称変更。 ・「3:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅰ」と扱う。	64	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	リハビリテーションマネジメント加算	予防は廃止	—	あり (Aロ、Bロを算定する場合)	【変更】 ・「6:加算Aロ」、「7:加算Bロ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「3:加算Aイ」、「4:加算Bイ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰ」、「5:加算Ⅳ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※「短期集中リハビリテーション実施加算」は廃止。	57~59 (Vol.938)	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	なし	—	—	【その他】 届出対象から除外。	—	—
	栄養アセスメント・栄養改善体制	あり	—	あり (栄養アセスメント加算を算定する場合)	【変更】 ・現行の「栄養改善体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	68	— (令和3年4月9日(金))
	口腔機能向上加算	あり	—	あり (Ⅱを算定する 場合)	【変更】 ・現行の「口腔機能向上体制加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	67 (Vol.938)	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	科学的介護推進体制加算	あり	—	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	移行支援加算	なし	—	—	【変更】 ・現行の「社会参加支援加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	60	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	サービス提供体制強化加算	あり	—	—	【変更】 ・「5:加算Ⅰ」、「6:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届け出が必要。 ・既存届出内容が「4:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「4:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
短期入所生活介護	生活機能向上連携加算	あり	—	—	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」と扱う。	62、63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	なし	—	—	【変更】 ・現行の「介護ロボットの導入」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (0.9人配置要件(見守り機器を9週間以上継続的に使用等)を満たし、新たに届出を要する場合必要。) ※0.6人配置要件は安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3か月以上実施している必要あり。	81 (Vol.940)	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

令和3年3月19日
令和3年3月24日更新

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。

※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記!

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表での名称)	予防給付での 加算の有無	短期利用での 加算の有無	LIFE登録の 必要性	備考	令和3年度 介護報酬 改定関係 資料参考 ページ等	提出期限
短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算 (単独型)	あり	—	—	【変更】 ・「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」から「サービス提供体制強化加算(単独型)」に名称変更。 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※併設型の場合、下記「サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)」を参照。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	あり	—	—	【変更】 ・「サービス提供体制強化加算(空床型)」から「サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)」に名称変更。 ・併設型は新たな届出が必要。 ・空床型の場合 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	あり	—	—	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の介護福祉士要件関係。	77	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
短期入所療養介護	サービス提供体制強化加算	あり	—	—	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	あり	—	—	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の介護福祉士要件関係。	77	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
特定施設入居者生活介護	入居継続支援加算	なし	なし	—	【変更】 ・「3:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅰ」と扱う。	82	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	なし	なし	—	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3か月以上実施している必要あり。	82	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	生活機能向上連携加算	あり	なし	—	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」と扱う。	62、63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	個別機能訓練加算	あり	なし	あり (Ⅱを算定する場合)	【変更】 ・現行の「個別機能訓練体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	65 (Vol.938)	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	ADL維持等加算[申出]の有無	なし	なし	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	71 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	科学的介護推進体制加算	あり	なし	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
居宅介護支援	サービス提供体制強化加算	あり	あり	—	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「3:加算Ⅰロ」、「4:加算Ⅱ」、「5:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	情報通信機器等の活用等の体制	—	—	—	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は「2:あり」の届出が必要。	49	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	特定事業所加算	—	—	—	【追加】 ・特定事業所加算(A)が追加。 ・「5:加算A」に該当する場合は新たな加算の届出が必要。 ・「2:加算Ⅰ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」については要件が見直されているので確認が必要(新たに算定する場合、区分を変更する場合は届出必要)。	48	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
特定事業所医療介護連携加算	—	—	—	【変更】 ・現行の「特定事業所加算(Ⅳ)」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	48	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))	

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

令和3年3月19日
令和3年3月24日更新

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。

※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記!

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表での名称)	予防給付での 加算の有無	短期利用での 加算の有無	LIFE登録 の必要性	備考	令和3年度 介護報酬 改定関係 資料参考 ページ等	提出期限
介護老人福祉施設	施設等の区分	-	-	-	【変更】 ・既存届出内容が「4:ユニット型経過的小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「4:経過のユニット型小規模介護福祉施設」と扱う。	47	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	安全管理体制	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「2:基準型」と扱う。 ※令和3年9月30日まで経過措置あり。	102	- (令和3年9月30日まで 経過措置対象)
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	-	-	-	【新設】 ・「栄養マネジメント体制」を廃止して、その代わりに新設。 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※3年間の経過措置あり。大臣が定める基準86号の3を満たしている(現行の栄養マネジメント加算該当)場合は「2:あり」で届出。	66	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金) (3年間の経過措置あり)
	テクノロジーの導入 (日常生活支援加算関係)	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3か月以上実施している必要あり。	82	(令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	-	-	-	【変更】 ・現行の「介護ロボットの導入」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (0.9人配置要件(見守り機器を9週間以上継続的に使用等)を満たし、新たに届出をする場合必要。) ※0.6人配置要件は安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3か月以上実施している必要あり。	81 (Vol.940)	- (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
介護老人福祉施設	生活機能向上連携加算	-	-	-	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」と扱う。	62, 63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	個別機能訓練加算	-	-	あり (Ⅱを算定する場合)	【変更】 ・現行の「個別機能訓練体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	65 (Vol.938)	- (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	ADL維持等加算[申出]の有無	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	71 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	栄養マネジメント強化体制	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	66 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	褥瘡マネジメント加算	-	-	あり (加算Ⅰ、Ⅱを算定する場合)	【変更】 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。 ※既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「加算(Ⅲ)」の算定が可能(令和4年3月31日までの間)。	74 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	排せつ支援加算	-	-	あり (加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを算定する場合)	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。 ※既存の加算を算定しており、新たな届出がない場合は「加算(Ⅳ)」の算定が可能(令和4年3月31日までの間)。	75 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	自立支援促進加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	73 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	科学的介護推進体制加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	安全対策体制	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	102	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	-	-	-	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
介護老人保健施設	安全管理体制	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「2:基準型」と扱う。 ※令和3年9月30日まで経過措置あり。	102	- (令和3年9月30日まで 経過措置対象)
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	-	-	-	【新設】 ・「栄養マネジメント体制」を廃止して、その代わりに新設。 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※3年間の経過措置あり。大臣が定める基準89号の3を満たしている(現行の栄養マネジメント加算該当)場合は「2:あり」で届出。	66	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金) (3年間の経過措置あり)
	栄養マネジメント強化体制	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	66 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	リハビリ計画書情報加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	59 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	褥瘡マネジメント加算	-	-	あり (加算Ⅰ、Ⅱを算定する場合)	【変更】 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。 ※既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「加算(Ⅲ)」の算定が可能(令和4年3月31日までの間)。	74 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

令和3年3月19日
令和3年3月24日更新

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。
※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記!

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表での名称)	予防給付での 加算の有無	短期利用での 加算の有無	LIFE登録の 必要性	備考	令和3年度 介護報酬 改定関係 資料参考 ページ等	提出期限	
介護老人保健施設	排せつ支援加算	-	-	あり (加算Ⅰ、Ⅱ、 Ⅲを算定する 場合)	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。 ※既存の加算を算定しており、新たな届出がない場合は「加算(Ⅳ)」の算定が可能(令和4年3月31日までの間)。	75 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	自立支援促進加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	73 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	科学的介護推進体制加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	安全対策体制	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	102	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	サービス提供体制強化加算	-	-	-	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	認知症専門ケア加算	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	27	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	サービス提供体制強化加算	-	-	-	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
地域密着型通所介護	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※基本報酬への3%加算は減少月が令和3年2月の場合、4月分から算定可能。	26 Vol.937	減少月の翌月15日 (減少月が令和3年2月の場合、令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)) 減少月が令和3年3月の場合、令和3年4月15日(木))	
	入浴介助加算	-	-	-	【変更】 ・現行の「入浴介助体制加算」が名称変更。 ・「3:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅰ」と扱う。	64	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	生活機能向上連携加算	介護予防通所介護相当サービス参照	-	-	-	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」と扱う。	62、63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	個別機能訓練加算	-	-	あり (Ⅱを算定する 場合)	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※既存届出内容の「個別機能訓練体制Ⅰ」、「個別機能訓練体制Ⅱ」は廃止となるため、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなされる。	63 (Vol.938)	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	ADL維持等加算[申出]の有無	-	-	あり (Ⅰ、Ⅱを算定 する場合)	【その他】 ・改正後のADL維持等加算[申出]を行う場合	71 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	ADL維持等加算Ⅲ	-	-	-	【変更】 ・現行の「ADL維持等加算」が名称変更。 ・既存届出内容が「2:あり」で新たな届出がない場合は「2:あり」と扱う。	71	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
	栄養アセスメント・栄養改善体制	介護予防通所介護相当サービス参照	-	-	あり (栄養アセスメント加算を算定する場合)	【変更】 ・現行の「栄養改善体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	68	- (令和3年4月9日(金))
	口腔機能向上加算	介護予防通所介護相当サービス参照	-	-	あり (Ⅱを算定する 場合)	【変更】 ・現行の「口腔機能向上体制加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届け出必要)	67 (Vol.938)	- (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	科学的介護推進体制加算	介護予防通所介護相当サービス参照	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	介護予防通所介護相当サービス参照	-	-	-	【変更】 ・「6:加算Ⅰ(イの場合)」、「7:加算Ⅲ(イの場合)」、「8:加算Ⅲイ(ロの場合)」に該当する場合は、新たな加算の届け出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅰ(イの場合)」、「4:加算Ⅲロ(ロの場合)」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

令和3年3月19日
令和3年3月24日更新

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。
※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記!

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表での名称)	予防給付で の加算の有 無	短期利用で の加算の有 無	LIFE登録 の必要性	備考	令和3年度 介護報酬 改定関係 資料参考 ページ等	提出期限
認知症対応型通所介護	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	あり	—	—	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※基本報酬への3%加算は4月分から算定可能。 ※基本報酬への3%加算は減少月が令和3年2月の場合、4月分から算定可能。	26 Vol.937	減少月の翌月15日 (減少月が令和3年2月 の場合、令和3年4月1 日(木)、令和3年4月9 日(金)) 減少月が令和3年3月 の場合、令和3年4月15日 (木))
	入浴介助加算	あり	—	—	【変更】 ・現行の「入浴介助体制加算」が名称変更。 ・「3:加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅰ」とみなす。	64	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	生活機能向上連携加算	あり	—	—	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。	62、63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	個別機能訓練加算	あり	—	あり (Ⅱを算定する 場合)	【変更】 ・現行の「個別機能訓練体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届け出必要)	70 (Vol.938)	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	ADL維持等加算[申出]の有 無	なし	—	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	71 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	栄養アセスメント・栄養改善体制	あり	—	あり (栄養アセスメント加算を算 定する場合)	【変更】 ・現行の「栄養改善体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	68	— (令和3年4月9日(金))
	口腔機能向上加算	あり	—	あり (Ⅱを算定する 場合)	【変更】 ・現行の「口腔機能向上体制加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届け出必要)	67 (Vol.938)	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
認知症対応型通所介護	科学的介護推進体制加算	あり	—	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	あり	—	—	【変更】 ・「5:加算Ⅰ」、「6:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「4:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「4:加算Ⅱ」とみなす。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
小規模多機能型居宅介護	科学的介護推進体制加算	あり	なし	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	あり	あり	—	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
認知症対応型共同生活介護	施設等の区分	あり	あり	—	【新設】 ・「3:サテライトⅠ型」、「4:サテライトⅡ型」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要。	52、53	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	あり	あり	—	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「2:あり」と扱う。 ※本来3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上3人未満にする場合に「あり」とするものであるため、該当しない場合は必ず「1:なし」と届出必要。	85	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	医療連携体制加算	なし	あり	—	【変更】 ・現行の「医療連携体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合、区分を変更する場合は届け出必要)	37	— (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	科学的介護推進体制加算	あり	なし	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	あり	あり	—	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

令和3年3月19日
令和3年3月24日更新

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。

※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記!

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表での名称)	予防給付で の加算の有 無	短期利用で の加算の有 無	LIFE登録 の必要性	備考	令和3年度 介護報酬 改定関係 資料参考 ページ等	提出期限
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	安全管理体制	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「2:基準型」と扱う。 ※令和3年9月30日まで経過措置あり。	102	- (令和3年9月30日まで 経過措置対象)
	栄養ケア・マネジメントの実施 の有無	-	-	-	【新設】 ・「栄養マネジメント体制」を廃止して、その代わりに新設。 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※大臣が定める基準63号の3を満たしている(現行の栄養マナジ メント加算該当)場合は「2:あり」で届出(3年間の経過措置あり)。	66	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金) (3年間の経過措置あ り)
	テクノロジーの導入 (日常生活支援加算関係)	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。 ※安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3か月以上実施し ている必要あり。	82	(令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	-	-	-	【変更】 ・現行の「介護ロボットの導入」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (0.9人配置要件(見守り機器を9週間以上継続的に使用等)を満た し、新たに届出をする場合必要。) ※0.6人配置要件は安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3 か月以上実施している必要あり。	81 (Vol.940)	- (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	生活機能向上連携加算	-	-	-	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は新たな加算の届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算 Ⅱ」と扱う。	62、63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	個別機能訓練加算	-	-	あり (Ⅱを算定す る場合)	【変更】 ・現行の「個別機能訓練体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届け出必要)	65 (Vol.938)	- (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	ADL維持等加算[申出]の有 無	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	71 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	栄養マネジメント強化体制	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	66 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	褥瘡マネジメント加算	-	-	あり (加算Ⅰ、Ⅱを 算定する場 合)	【変更】 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。 ※既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「加算 (Ⅲ)」の算定が可能(令和4年3月31日までの間)。	74 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	排せつ支援加算	-	-	あり (加算Ⅰ、Ⅱ、 Ⅲを算定す る場合)	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。 ※既存の加算を算定しており、新たな届出がない場合は「加算 (Ⅳ)」の算定が可能(令和4年3月31日までの間)。	75 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	自立支援促進加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	73 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	科学的介護推進体制加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	安全対策体制	-	-	-	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	102	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
サービス提供体制強化加算	-	-	-	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出 が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5: 加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新 たな届出がない場合は「Ⅰ:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)	
複合型サービス	栄養アセスメント・栄養改善体 制	-	なし	あり (栄養アセスマ ント加算を算 定する場合)	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	68	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	口腔機能向上加算	-	なし	あり (Ⅱを算定す る場合)	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。	67 (Vol.938)	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	褥瘡マネジメント加算	-	なし	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	74 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	排せつ支援加算	-	なし	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は、「1:なし」と扱う。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	75 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	科学的介護推進体制加算	-	なし	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	-	あり	-	【変更】 ・「6:加算Ⅰ」、「7:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出 が必要。 ・既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5: 加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」、「4:加算Ⅲ」で、新 たな届出がない場合は「Ⅰ:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

令和3年3月19日
令和3年3月24日更新

※表中の提出期限について、令和3年4月1日(木)・令和3年4月9日(金)の提出は窓口受付又は郵送です。郵送する場合は、期限当日必着を原則としますが、期限当日消印分まで有効として取り扱います。

※既存の加算等でも新たに算定する場合、区分を変更する場合は令和3年4月1日(木)・令和3年4月9日(金)までに届出が必要です。

(地域密着型特定施設入居者生活介護等、一宮市内にサービス提供する事業所がないものは記載していません。)

(介護予防支援、基準緩和訪問(通所)介護サービスに関しては高年福祉課にご確認ください。)

介護保険最新情報の場合はVol.〇と表記↓

サービス種別	加算等種別 (介護給付費算定に係る体制 等状況一覧表での名称)	予防給付で の加算の有 無	短期利用で の加算の有 無	LIFE登録 の必要性	備考	令和3年度 介護報酬 改定関係 資料参考 ページ等	提出期限
介護予防通所介護相当サービス	生活機能向上連携加算	-	-	-	【変更】 ・「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要。 ・既存届出内容が「2:あり」で新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」と扱う。	62、63	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	栄養アセスメント・栄養改善体制	-	-	あり (栄養アセスメント加算を算定する場合)	【変更】 ・現行の「栄養改善体制」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届出必要)	68	- (令和3年4月9日(金))
	口腔機能向上加算	-	-	あり (Ⅱを算定する場合)	【変更】 ・現行の「口腔機能向上体制加算」が名称変更。 ・取扱いに変更はなし。 (新たに算定する場合は届け出必要)	67 (Vol.938)	- (令和3年4月1日(木)) (令和3年4月9日(金))
	科学的介護推進体制加算	-	-	あり	【新設】 ・新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。 ※LIFEへの情報提出頻度について猶予期間あり。	70 Vol.938	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)
	サービス提供体制強化加算	-	-	-	【変更】 ・「5:加算Ⅰ」、「6:加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届け出が必要。 ・既存届出内容が「4:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「4:加算Ⅱ」と扱う。 ・既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」と扱う。	78	令和3年4月1日(木) 令和3年4月9日(金)

※今後、国の動向等により変更することもありますので、ご了承ください。

※令和3年4月1日改正の情報については、厚生労働省のウェブサイト等も適時確認してください。